

公有地を 売却します

市では、右記の公有地を一般競争入札により売却します。購入を希望する人は、財政課管財グループまで問い合わせてください。

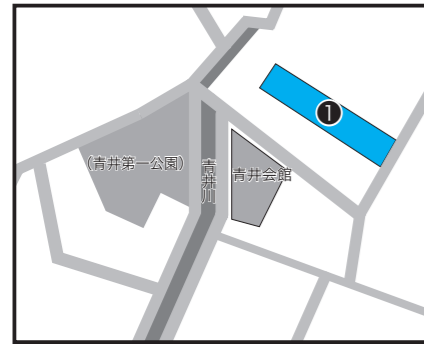
落札されなかった物件は、希望者に先着順で売却します。

■問い合わせ 財政課 ☎ 64・6010

【対象物件一覧】

物件番号	所在地	用途地域		面積 (㎡)	最低売却価格 (千円)	備考
		地目	建ぺい率/容積率			
①	小浜飛鳥 41-2	第一種中高層住居専用地域		623.27	8,186	
		宅地	60 / 200			
②	遠敷 74-17-2 ほか 3 筆	用途指定なし		229.23	4,745	
		宅地	60 / 200			
③	生守 41-38-2 ほか 5 筆	用途指定なし		1,704.40	18,159	
		宅地	60 / 200			
④	山王前二丁目 1102-1	第一種低層住居専用地域		388.76	9,642	
		宅地	50 / 80			
⑤	平野 20-4-5 ほか 3 筆	用途指定なし		2,432	15,961	
		雑種地	60 / 200			
⑥	水取四丁目 401-11	第一種住居地域		1,349.48	29,009	電柱有
		宅地	60 / 200			
⑦	高塚 8-1-14 A 区画	用途指定なし		158.74	3,182	分筆負担有
		宅地	60 / 100			
⑧	高塚 8-1-14 B 区画	用途指定なし		303.64	6,087	分筆負担有
		宅地	60 / 100			

①小浜飛鳥 41-2



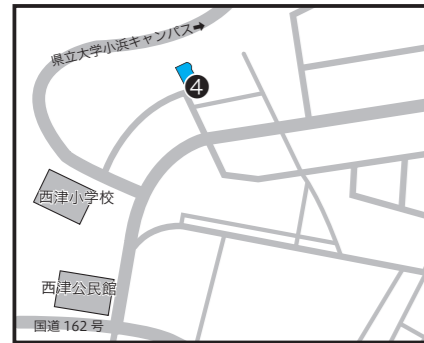
②遠敷 74-17-2 ほか 3 筆



③生守 41-38-2 ほか 5 筆



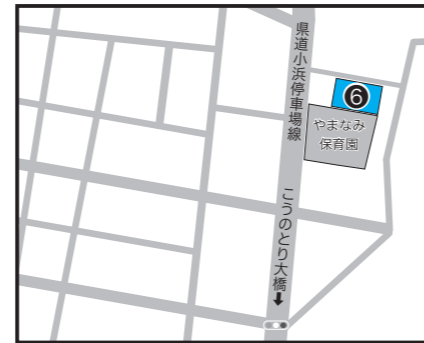
④山王前二丁目 1102-1



⑤平野 20-4-5 ほか 3 筆



⑥水取四丁目 401-11



⑦⑧高塚 8-1-14 A、B 区画



入札期間 1月4日(水)～16日(月)
庁舎3階財政課で受付

開札日 1月17日(火)10時～
庁舎4階入札室にて

入札の流れ ①入札の公示、②入札
③開札・落札者決定、
④契約、⑤代金支払・
所有権移転

20歳になったら

国民年金

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なう「万が一」の事態に備えて、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金に加入しましょう。

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018



1

加入の手続きは？

20歳の誕生月の前月に、「国民年金被保険者資格取得届」が送られてきます。必要事項に、

記入・押印のうえ、市民福祉課2番窓口（市役所1階）に提出してください。

2

保険料はいくら？ 支払う方法は？

国民年金保険料は、月額16,260円（平成28年度）です。支払いは、現金払い（納付書）のほか、口座振替

で支払うこともできます。口座振替は、現金払い（納付書）に比べて割引率が高くなるためお得です。

3

加入の手続きをしなかったり、保険料が未納になったりすると…？

ケガや病気などで障がいが残った場合、受給できるはずの障害年金がもらえなかったり、受給資格期間が足りないため老後に年金がもらえなかったりする問題が発生します。

20歳になった時だけではなく、仕事をやめた場合や、配偶者の扶養から外れた場合なども、忘れずに国民年金への加入手続きを行ってください。

4

保険料の支払いが難しい場合は？

20歳になり、所得が少なく保険料を納めることが困難な人は、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料免除制度を利用することができます。手続きは、市民福祉課2番

窓口か年金事務所で行ってください。※学生納付特例制度の申請には、在学証明書の原本または学生証の両面の写し（在学予定期間が記載されているもの）が必要です。

5

特例・猶予期間の年金はどうなるの？

特例・猶予制度を受けた期間は、本来25年以上必要である保険料支払い期間（受給資格期間）に含まれますが、将来もらう年金額の計算には含まれません。その期間分の年金を将来もらうには、追納制度を利用して、後から保険料を支払うことになります。

◆追納制度とは…
特例・猶予期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付できます。追納する保険料額は、特例・猶予などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。